

**メロン世界新興国ソブリン・ファンド(愛称: 育ち盛り)
～ドバイ情勢と円高が与えるファンドへの影響について～**

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

11月25日、アラブ首長国連邦ドバイ首長国の政府企業による債務繰り延べ要請を受けて新興国の信用リスクへの警戒感が高まっております。また27日の東京外国為替市場では一時1米ドル84円台で取引されるなど、市場は不安定な状況に見舞われております。つきましては、ドバイ情勢と円高が与えるファンドへの影響について、以下の通りご報告申し上げます。

【ドバイの債務繰り延べ要請に関して】

11月25日、アラブ首長国連邦ドバイ首長国の政府系企業2社(ドバイ・ワールド、ナキール)が債務の繰り延べを要請したことから、新興国の信用リスクに対する警戒感が高まりました。また同国は投資家としても世界株式に大規模な投資を行ってきた経緯があることから、26日の株式市場では、先進国・新興国ともに全面安の展開となるなど市場の不安定要素となっております。

【外国為替市場での円高/米ドル安の進行について】

年初から外国為替市場では円安/米ドル高で推移しており、4月には一時1米ドル100円台まで上昇したものの、その後は円高/米ドル安基調で推移しております。4月以降円高/米ドル安が進行した背景には、投資家のリスク回避姿勢が後退し、安全資産としての米ドル売りが先行したことや、藤井財務大臣が円高容認の発言を行ったことなどが大幅な米ドル安につながりました。また11月25日にドバイで政府系企業が債務の繰り延べ要請を行ったことから、円が独歩高の展開となり、27日には一時1米ドル84円台で取引されるなど急速に円高が進行しました。

当ファンドでのドバイ首長国発行の債券や同国通貨の保有はございません。スタンディッシュ社では以前よりドバイの債務水準の高さや不動産所有額の大きさを懸念しており、ドバイへの投資は回避して参りました。今回のドバイのようなケースは他の新興国には見られないため、他の新興国へ与える影響は限定的でかつ短期的なものと考えております。

通貨に関しては、円高/新興国通貨安は当ファンドの下落要因となります。別表に見られるように、新興国通貨と米ドルの対円での推移を見てみると、米ドルは対円で4月以降下落基調が継続する一方で、ブラジル・リアルや南アフリカ・ランドなど堅調に推移している通貨もあります。今回の足元の急速な円高は米国や新興国のファンダメンタルズの大きな悪化に伴うものではありませんが、今後も為替市場の動向に関しましては注視して参ります。

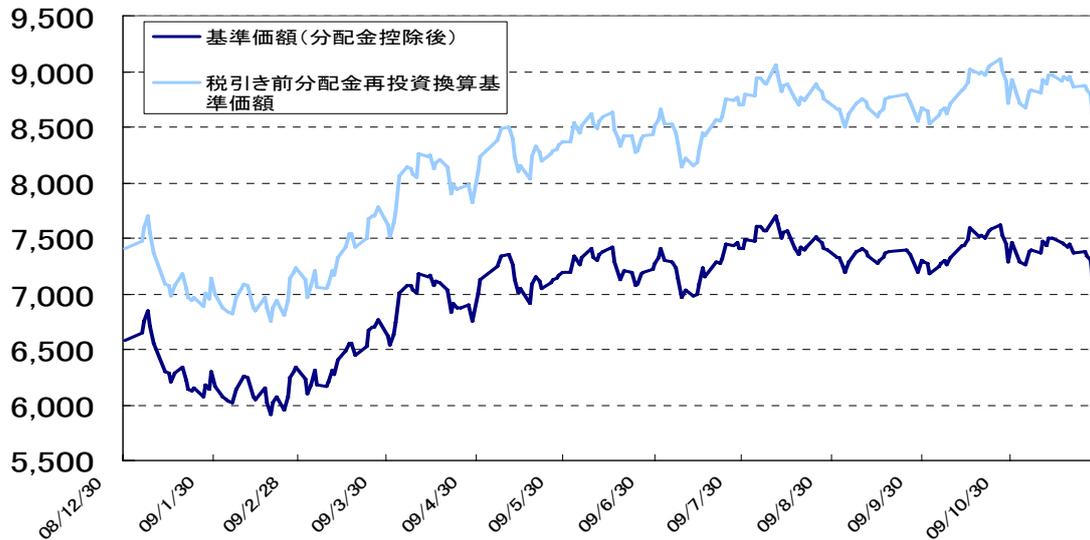
以上

【ご参考】

当ファンドの基準価額の推移

(2008年12月30日～2009年11月27日)

(円)

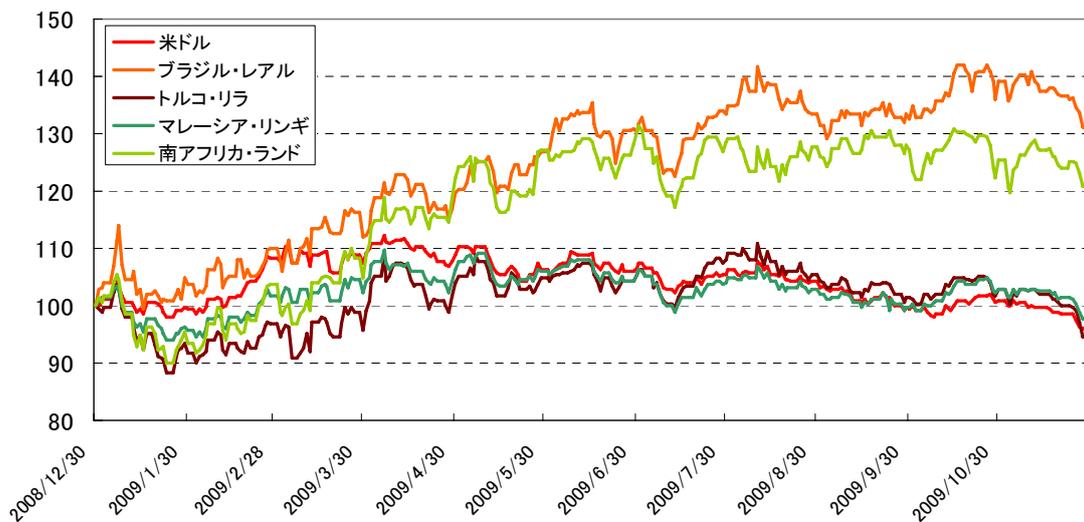


出所:BNY メロン・アセット・マネジメント株式会社

年初来の主要新興国通貨と米ドルの推移(対円)

(2008年12月30日～2009年11月27日)

(2008年末を100として指数化)



出所:ブルームバーグ

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的にBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。
●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

＜ファンドのリスク＞

- 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の債券への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動き(外貨建資産には為替変動もあります。)により当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

- 当ファンドの基準価額変動要因としては、主に「価額変動リスク」、「新興国への投資に伴うリスク」や「為替変動リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

＜お客様にご負担いただく費用＞

お客様には以下の費用をご負担いただきます。

- 直接ご負担いただく費用

○お申込手数料:

3.675%(税抜 3.5%)を上限として、販売会社が定める申込手数料率を買付申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額となります。

○ご換金手数料:ありません。

○信託財産留保額:ありません。

- 間接的にご負担いただく費用

○信託報酬

当ファンドの純資産総額に年 1.7325%(税抜 1.65%)の率を乗じて得た額とします。

○その他の費用

上記のほか、監査費用および信託事務諸費用、当ファンドの組入れ有価証券等の売買に係る売買委託手数料等が、信託財産より支払われますが、これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧ください。

- 投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込は

いちよし証券株式会社

金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第 24 号

[加入協会] 日本証券業協会

- 設定・運用は

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第 406 号

[加入協会] 社団法人 投資信託協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会